

【用語】香具商人—ここでは見世物などを興行し、商品を売る商人  
関東向御取締御出役—関東の治安維持強化を目的に幕府領・私領の区  
別なく警察権を行使した幕府の役 教諭—教えさすこと 配符—役  
所からの通達 小前—一般の本百姓 自今以後—今より後 不埒—法  
にはずれたこと、不法 急度—たしかに、必ず、相違なく 注進—事  
件等を急いで報告すること 勢多郡猫村—勢多郡赤城村

【解説】幕府・諸藩は、商業や商業的農業の展開を押しとどめ、農民  
が都市の風俗に染まって農業をおろそかにして、年貢納入が減少しな  
いようにするため、農村風俗について大きな関心を抱いていた。その  
なかには華美な衣服の着用、高価な菓子や料理の禁止、祭礼にことよ  
せた歌舞伎狂言の上演禁止などがあつた。これらは関東取締出役や寄  
場組合の創設、あるいは天保改革の時に出示された各種の触書にみるこ  
とができる。例えば幕府は「遊興・遊芸・歌舞伎・浄瑠璃など、遊芸  
芝居同様の人集めは堅く禁止する」という触書をくり返し村々に廻し、  
その遵守を強く求めている。

この文書は、禁止されている歌舞伎狂言を行ったことが露顕したた  
め、代官役所に提出した猫村役人連名の請書である。すなわち天保二  
年（一八三二）六月二十五日の夜、名前も住所も全く分からない香具師  
らしき者にすすめられ、夜中ひそかに歌舞伎狂言を行ったにもかかわらず、  
村役人はそれに気付かなかつた。ところが、その噂を聞きつけた  
関東取締出役が手入れをし、子供三人を逮捕したという事件である。  
そこで村役人は、役所から出された教諭書を小前百姓たちに読み聞か  
せ、今後そういうことを連名で誓約した。